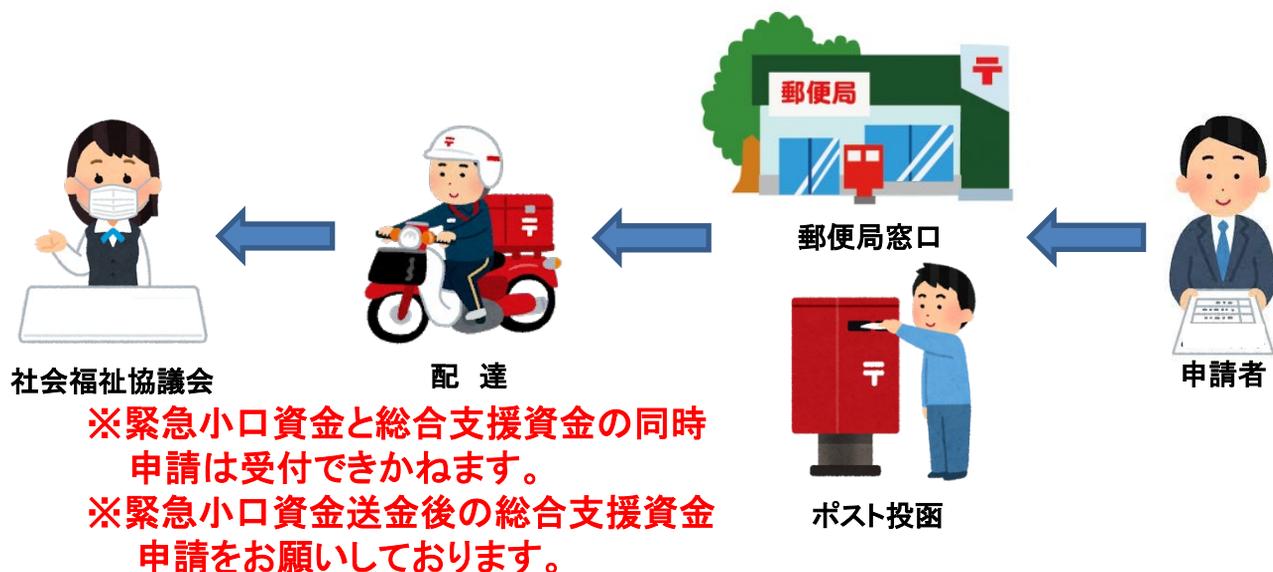


熊本市社会福祉協議会から重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により
生活資金でお悩みの皆様へ

熊本市社会福祉協議会での受付は、

窓口申請から原則、郵送申請になりました。



3月末より、熊本市健康センター新町分室にて行っておりました緊急小口資金及び総合支援資金貸付の窓口受付を**6月15日より**、新型コロナウイルス感染防止の為、原則、**郵送申請**に変更しました。

皆様には、何卒、ご理解の程よろしく願いたします。

なお、普通郵便での送付も可能ですが、個人情報等の書類を同封されるため、「書留郵便」での送付をお勧めいたします。

普通郵便で送付された場合に郵便事故が発生した場合、当会では責任が一切とれませんのでご了承ください。

熊本市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金にお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。(ただし、厚生労働省が後に示す免除要件に該当しないときは、償還(返済)していただく必要があります。)

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付けを行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

オ 世帯員の中に個人事業主等（株式会社、有限会社等の法人は除く）がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■ 据置期間

1年以内

■ 償還期限

2年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先(郵送先)

(熊本市に住民票のある方)

熊本市社会福祉協議会

総合相談センター

〒860-0004

熊本市中央区新町2丁目4番27号

熊本市健康センター新町分室 3階

貸付手続きの流れ（社会福祉協議会）



※①については、6月15日から原則、郵送申請となります。

書類ダウンロードURL



熊本県社会福祉協議会ホームページ

http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kiji/pub/detail.asp?c_id=16&id=1395&type=top

主に失業された方向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

10月以降の借入申込にあたっては、返済開始までに生活自立支援センターの支援を受けることに同意していただく必要があります。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、
収入の減少や失業等により生活に困窮し、
日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

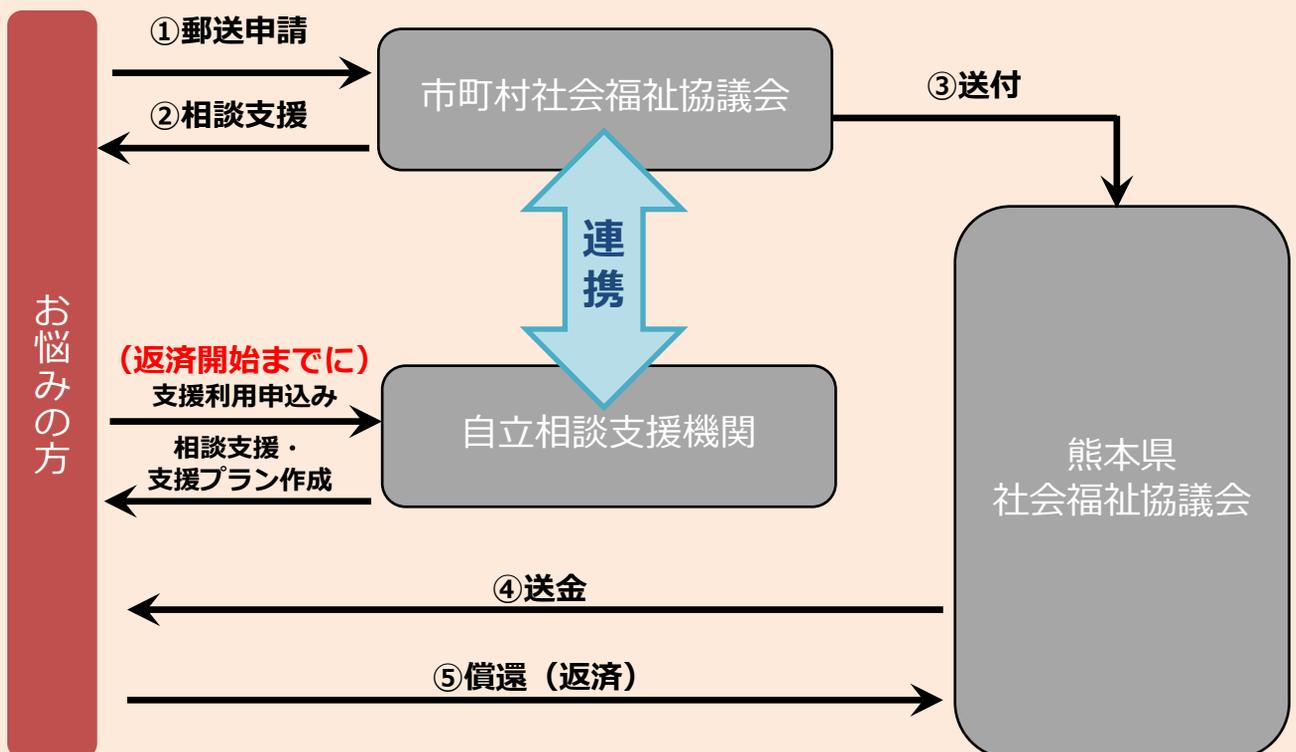
無利子・不要

■申込先

現在、住民票のある
各市町村社会福祉協議会

貸付手続きの流れ

※①については、6月15日からは、原則、郵送申請をお願いしております。



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

借入申込みに必要なもの

緊急小口資金・総合支援資金

- (1) 世帯全員分の住民票（「世帯全員」及び「続柄記載」発行3か月以内）
- (2) 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- (3) 申込者の預金通帳及び印鑑（緊急小口資金は認印可、総合支援資金は実印）
- (4) 「借入申込書」、「借用書」及び「重要事項説明書」、「収入の減少状況に関する申立書」（各様式）
- (5) 総合支援資金特例貸付借入申込に係る同意書（10月1日以前に申込様式を取得された方のみ）

[総合支援資金特例貸付借入申込に係る同意書](#)

[総合支援資金特例貸付にかかる状況確認シート（生活自立支援センターへ提出いただくもの）](#)

- ※ 市町村社会福祉協議会の受付窓口及び熊本県社会福祉協議会ホームページから各様式等の入手（ダウンロード）が可能です。

http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kiji/pub/detail.asp?c_id=16&id=1395&type=top

- ※ 詳しくは熊本市社会福祉協議会専用ダイヤル（096-324-5511）まで
月～金 10：00～16：00（祝日除く）

貸付金の交付方法

各資金の「貸付手続きの流れ」のとおり申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金されます。

借入れの申込方法

郵送による借入申込

緊急小口資金、総合支援資金ともに、熊本県社会福祉協議会ホームページから関係書類を入手のうえ、必要な添付書類をご用意いただき、熊本市社会福祉協議会へ郵送してください。

〒860-0004

熊本市中央区新町2丁目4番27号3階 熊本市社会福祉協議会